

岩手県告示第 996 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

平成 18 年 10 月 20 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 名称 大沢
- 2 区域 次に掲げる土地に存する標柱 1 号から 10 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と 10 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 市町村 | 大 字 | 字 | 地 番 | 標柱番号 |
|---------|-----|--------|--|---|
| 下閉伊郡山田町 | 大沢 | 第 9 地割 | 25 番 18 1 番 22 1 番 15 25 番 17 | 標柱 1 号 標柱 2 号 標柱 3 号から 9 号 標柱 10 号 |